

三次市教育委員会議案第48号

三次市教育委員会組織規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案			現 行		
(分掌事務)			(分掌事務)		
第5条 前条に規定する課の分掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。			第5条 前条に規定する課の分掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。		
課名	係名	分掌事務	課名	係名	分掌事務
社会 教育 課	教育総務 係	(1) 教育委員会の会議に関すること。 (2) 条例，規則，訓令の制定又は改廃に関すること。 (3) 教育目的のための基本財産及び積立金に関すること。 (4) 公告式に関すること。 (5) 陳情・請願に関すること。 (6) 公印の看守に関すること。 (7) 文書の收受及び保管に関すること。 (8) 寄附に関すること。 (9) 奨学金に関すること。 (10) 教育政策に関すること。 (11) 危機管理	社会 教育 課	教育総務 係	(1) 教育委員会の会議に関すること。 (2) 条例，規則，訓令の制定又は改廃に関すること。 (3) 教育目的のための基本財産及び積立金に関すること。 (4) 公告式に関すること。 (5) 陳情・請願に関すること。 (6) 公印の看守に関すること。 (7) 文書の收受及び保管に関すること。 (8) 寄附に関すること。 (9) 奨学金に関すること。 (10) 教育政策に関すること。 (11) 社会教育

		<p>に 関 す る こ と。</p> <p>(12) 教 育 委 員 会 の 評 価 に 関 す る こ と。</p> <p>(13) 事 務 局 ・ 課 の 庶 務 に 関 す る こ と。</p>			<p>の 推 進 に 関 す る こ と。</p> <p>(12) 社 会 教 育 委 員 に 関 す る こ と。</p> <p>(13) 社 会 教 育, 社 会 体 育 及 び 芸 術 ・ 文 化 施 設 に 関 す る こ と。</p> <p>(14) 危 機 管 理 に 関 す る こ と。</p> <p>(15) 教 育 委 員 会 の 評 価 に 関 す る こ と。</p> <p>(16) 事 務 局 ・ 課 の 庶 務 に 関 す る こ と。</p>
	文 化 ス ポ ー ツ 係	<p>(1) <u>社 会 教 育 の 推 進 に 関 す る こ と。</u></p> <p>(2) <u>社 会 教 育 委 員 会 に 関 す る こ と。</u></p> <p>(3) 体 育 団 体 の 育 成 指 導 に 関 す る こ と。</p> <p>(4) レ ク リ エ ー シ ョ ン に 関 す る こ と。</p> <p>(5) 生 涯 ス ポ ー ツ の 推 進 に 関 す る こ と。</p> <p>(6) 競 技 ス ポ ー ツ の 推 進 に 関 す る こ と。</p> <p>(7) ス ポ ー ツ 推 進 委 員 に 関 す る こ と。</p> <p>(8) 芸 術 ・ 文 化 活 動 に 関 す る こ と。</p> <p>(9) 芸 術 ・ 文 化 団 体 の 育 成 指 導 に 関 す る こ と。</p> <p>(10) 文 化 財 の 保 護 に 関 す る こ と。</p> <p>(11) 文 化 財 保</p>		文 化 ス ポ ー ツ 係	<p>(1) 体 育 団 体 の 育 成 指 導 に 関 す る こ と。</p> <p>(2) レ ク リ エ ー シ ョ ン に 関 す る こ と。</p> <p>(3) 生 涯 ス ポ ー ツ の 推 進 に 関 す る こ と。</p> <p>(4) 競 技 ス ポ ー ツ の 推 進 に 関 す る こ と。</p> <p>(5) ス ポ ー ツ 推 進 委 員 に 関 す る こ と。</p> <p>(6) 芸 術 ・ 文 化 活 動 に 関 す る こ と。</p> <p>(7) 芸 術 ・ 文 化 団 体 の 育 成 指 導 に 関 す る</p>

		<p>護委員会に関すること。</p> <p>(12) 図書館に関すること。</p> <p>(13) スポーツ推進・文化振興事業検討委員会に関すること。</p> <p>(14) <u>社会教育，社会体育及び芸術・文化施設に関すること。</u></p>
略		

		<p>こと。</p> <p>(8) 文化財の保護に関すること。</p> <p>(9) 文化財保護委員会に関すること。</p> <p>(10) 図書館に関すること。</p> <p>(11) スポーツ推進・文化振興事業検討委員会に関すること。</p>
略		